

平成29年度指定障害福祉サービス
事業者等集団指導について
(消防用設備等の維持管理・防火管理制度)



熊本市消防局
予防部指導課

内 容

1. 消防法の規制の考え方及び用途の取扱いについて
2. 設置が必要となる消防用設備等及びその維持管理について
3. 防火管理制度について



1. 消防法の規制の考え方及び用途の取扱いについて

消防法は、火災を予防するとともに、万が一、火災や地震が発生したとしても、被害を最小限度に抑え、国民の生命、身体及び財産を守ることを目的とした法律です。

この法律では、防火対象物の用途の危険性に応じた規制が行われ、その用途判定は、防火対象物の利用実態等によって判断されます。

それぞれの防火対象物に応じて判定される項目は、消防法施行令別表第1で（1）項から（20）項まであり、障害者福祉サービス事業等を行う施設については、主に（6）項口又は（6）項ハとして判定されます。

次の表では、消防法施行令別表第1の（6）項口及び（6）項ハの部分のみを抜粋したものです。

※防火対象物・・・各施設のこと

1（6）項口 自力避難困難者入所福祉施設等

（6）項口	施設名称	利用者
（1）	老人短期入所施設、有料老人ホームなど	高齢者
（2）	救護施設	生活保護者
（3）	乳児院	児童
（4）	障害児入所施設	障害児
（5）	障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設など（※1）	障害者

※1 避難が困難な障害者を主として入所させるものに限る。

2（6）項ハ 身体障害者福祉センター等

（6）項ハ	施設名称	利用者
（1）	老人デイサービスセンター、老人福祉センターなど	高齢者
（2）	更正施設	生活保護者
（3）	助産施設、保育所、児童養護施設	児童
（4）	児童発達支援センターなど	障害児
（5）	身体障害者福祉センター、障害者支援施設など（※2）	障害者

※2 避難が困難な障害者を主として入所させるもの以外のもの。

2-1. 設置が必要となる消防用設備等について

防火対象物の関係者は、火災の予防のために消防用設備等を法令で定める技術上の基準に従って設置し維持管理しなければなりません。（消防法第17条）

設置が必要となる消防用設備等は、その防火対象物の用途分類、規模、収容人員等に応じて異なります。

次の表では、（6）項ロ及び（6）項ハについて、主に設置が必要となる消防用設備等を紹介します。

1 （6）項ロ 自力避難困難者入所福祉施設等

設備の種類	設置要件	
消火器	全部	
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上	
スプリンクラー設備	全部 (介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの)	延べ面積275㎡以上 (介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの以外のもの)
自動火災報知設備	全部	
漏電火災警報器	延べ面積300㎡以上	
火災通報装置	全部（自動火災報知設備と連動して起動させることが必要）	
非常警報設備	収容人員50人以上	
避難器具	その階の収容人員20人以上（下階にある用途によっては10人以上）	
誘導灯	全部	

2 （6）項ハ 身体障害者福祉センター等

設備の種類	設置要件	
消火器	延べ面積150㎡以上	
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上	
スプリンクラー設備	床面積合計6,000㎡以上	
自動火災報知設備	全部（入居・宿泊させるもの）	延べ面積300㎡以上 (入居・宿泊させるもの以外のもの)
漏電火災警報器	延べ面積300㎡以上	
火災通報装置	延べ面積500㎡以上	
非常警報設備	収容人員50人以上	
避難器具	その階の収容人員20人以上（下階にある用途によっては10人以上）	
誘導灯	全部	

※構造・階数等によって設置基準が異なる場合があります。
消防用設備等の設置については、管轄の消防署に相談して下さい。



2-2. 消防用設備等の点検報告制度について

1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告

消防法第17条に基づき消防用設備等を設置することが義務づけられている防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、その設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。

消防用設備等の点検・報告は防火対象物の関係者の義務です！

【どうして】

消防用設備等は、いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければなりません。日ごろの維持管理が十分に行われることが必要なのです。消防法では消防用設備等の点検・報告ばかりではなく、整備を含め適正な維持管理を行うことを防火対象物の関係者に義務づけているのです。

2 点検の内容及び点検の方法

機器点検・・・消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。
総合点検・・・消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は、当該設備等を使用することにより、総合的な機能を消防用設備等の点検基準に従い点検する事項。

3 点検の期間

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器及び簡易消火用具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）並びに総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備、共同住宅用連結送水管	機器点検	6月
	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

4 報告の期間

特定防火対象物は1年に1回・・・映画館、遊技場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院、障害者福祉サービス等を行う事業所、地下街など、不特定多数の人が出入りする建築物
 非特定防火対象物は3年に1回・・・工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など

2-3. 消防用設備等の点検報告制度について

消防用設備等の点検及び報告までの流れ



1 点検・報告をしなければならない人

- 所有者
- 管理者（ビル管理会社・建物の管理を任されている人等）
- 占有者（テナント・建物（部屋）を借りている人）



※必ず、見積もり等の確認をしたうえで、点検業者の選定を行ってください。

※事前に点検を依頼する業者と日時・手順等の打ち合わせを十分に行ってください。

2 点検を実施する人

① 延べ面積 1,000㎡以上の特定防火対象物

※点検資格を有する
○消防設備士
○消防設備点検資格者

② 延べ面積 1,000㎡以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長の指定するもの

※点検資格を有する
○消防設備士
○消防設備点検資格者

③ 特定用途（不特定多数の者が出入する場所）が3階以上の階又は地階に存するもので直通階段が1つしかないもの（屋外階段等があれば免除。）

特定防火対象物（（16項イ）、（16の2）項及び（16の3）項を除く）

の用途に供される部分が、避難階以外に存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が、2（屋外階段又は総務省令で定める階段にあつては、1）以上ないもの

※点検資格を有する
○消防設備士
○消防設備点検資格者

④ ①～③に該当しないもの

※点検資格を有する
○消防設備士
○消防設備点検資格者
※防火管理者など

④の防火対象物については、点検資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者でなくても点検を実施することはできませんが、消防用設備等は特殊なものであるため、消防用設備等の点検については、点検資格を有する者に依頼することが望まれます。

3 消防用設備の点検

・対象物内の利用者等に実施予定日など知らせてください。

- 機器点検**・・・消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無や機能について、簡易な操作により判別できる事項を消防法に定める技術上の点検基準に従い確認します。（6ヶ月に1回）
- 総合点検**・・・消防用設備等を作動又は使用することにより、総合的な機能を点検基準に従い点検します。（年に1回）

4 点検結果報告書の作成

・実施時には立ち会い、適正な点検が行われているか確認してください。

点検結果を記入した点検結果報告書及び点検票を2部ずつ（正・副本）作成します。

5 点検結果報告の期間

- 特定防火対象物**・・・1年に1回
（映画館、遊技場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院・診療所・**障害者福祉サービス等を行う事業所**など）
- 非特定防火対象物**・・・3年に1回
（工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など）

6 点検結果報告書の提出先

・点検結果は維持台帳に記録し保管してください。

防火対象物の所在地を管轄する消防署長あて2部提出してください。

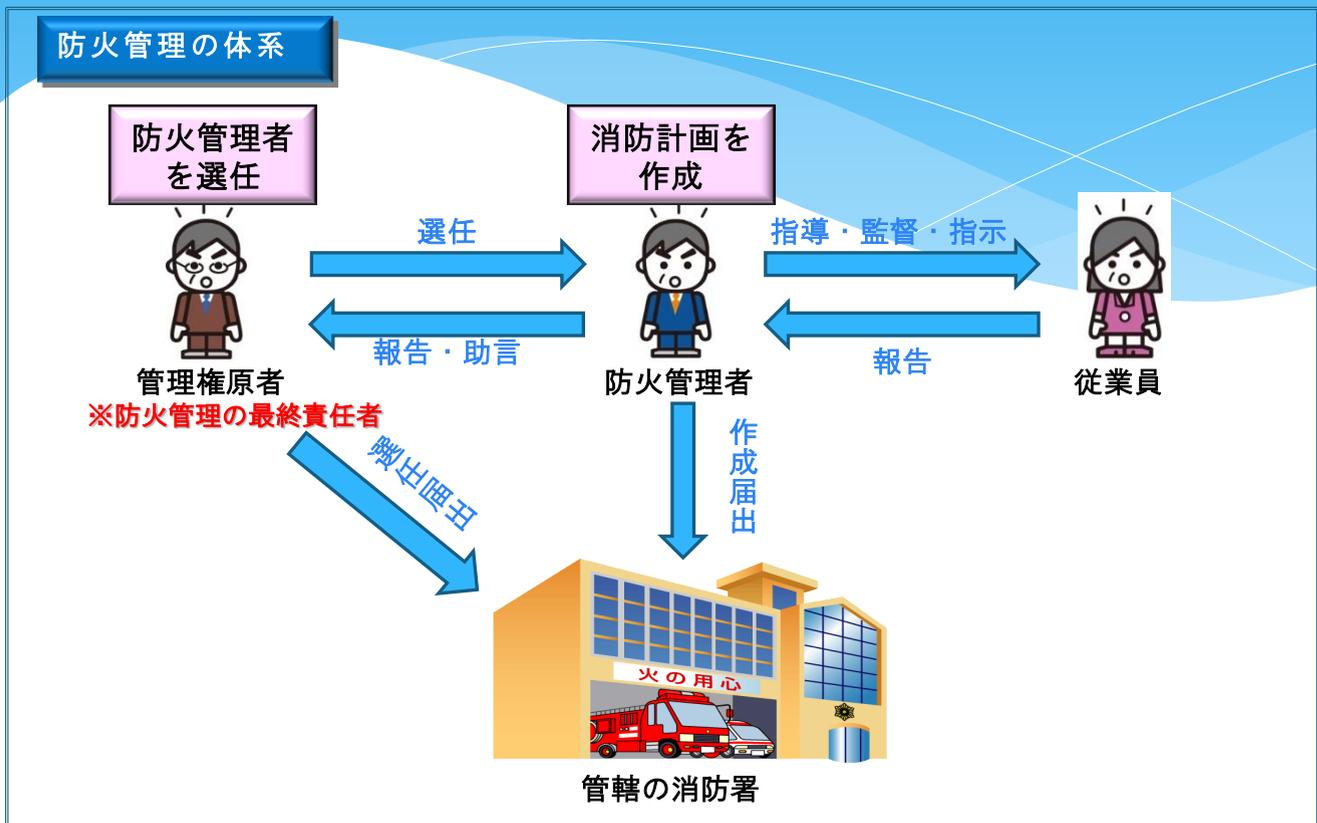
なお、**不備・不良箇所があった場合は、すみやかに改修してください。**



3-1. 防火管理制度について

防火管理の目的は、「自分たちの施設は自分たちで守る」を共通認識とし、火災の発生の未然防止や火災による被害を最小限度に抑えることにあります。

「普段、誰が何をしたらよいか」、「万一火災が発生した場合どうしたらよいか」を消防計画に定め、当該計画に基づいて消防訓練の実施、設置されている消防用設備等の維持管理、日常の火気管理や避難施設（廊下、階段、防火戸等）の維持管理、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を行います。



【管理権原者】

防火管理に必要な防火対象物について、権原を有する人を管理権原者と呼びます。

通常、事業所の代表者・経営者などがそれにあたります。管理権原者は防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

※管理権原者は、防火管理者を定めた場合は、遅滞なく管轄の消防署長に届出なければなりません。

【防火管理者】

防火管理者は、防火管理業務を行うため管理権原者から選任された人を指し、一定の資格が必要です。防火管理者は管理権原者に指示を求めたり、従業員に指示を与える必要もありますので、管理的・監督的地位にある人でなければなりません。（管理権原者が防火管理者になることもできます。）

【防火管理者の資格とは】

- 下記の機関が実施する防火管理講習を修了したもの。
- ・ 都道府県知事 ・ 消防長 ・ 総務大臣の登録を受けた法人（熊本での講習は日本防火・防災協会が実施）
- 防火管理者として必要な学識経験を持つ者

3-2. 過去の火災事例について

過去の火災事例では、火災発見の際の初動対応の不手際、防災設備の不備や維持管理の不適切などから火災が拡大し、被害が大きくなってしまいうケースがあとを絶ちません。

中には、管理権原者や防火管理者に対して防火管理業務の不履行から刑事責任に問われた事例もあります。自分たちの施設や利用者の安全を守るためには、防火管理の重要性を認識し、防火管理を徹底していくことが、極めて重要なこととなります。

過去の火災事例（昭和40年以降）

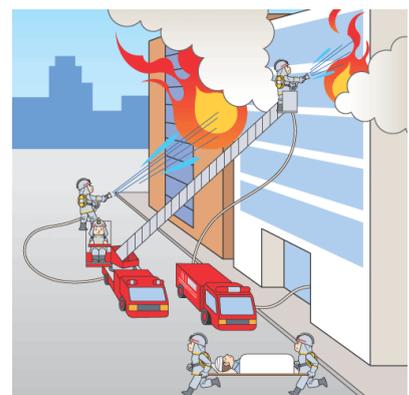
	出火年月	火災名	死者数	負傷者数	用途
昭和期	S47. 5	大阪市千日デパートビル火災	118	81	百貨店
	S48.11	熊本市大洋デパート火災	100	124	百貨店
	S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	45	22	ホテル
	S57. 2	千代田区ホテルニュージャパン火災	33	34	ホテル
	S62. 6	東村山市松寿園火災	17	25	社福施設
平成期	H 2. 3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
	H13. 9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居
近年の主なもの	H18. 1	大村市グループホーム火災	7	3	社福施設
	H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
	H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
	H21. 3	渋川市老人ホーム火災	10	1	社福施設
	H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
	H22. 3	札幌市グループホーム火災	7	2	社福施設
	H24. 5	福山市ホテル火災	7	3	ホテル
	H25. 2	長崎市グループホーム火災	5	7	社福施設
	H25.10	福岡市診療所火災	10	5	診療所

【長崎市グループホーム火災（平成25年2月8日発生）】

この火災は、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム「グループホームベルハウス東山手」で発生し、死者5人、負傷者7人が発生しました。

被害が大きくなった要因の一つとして、施設から消防への119通報がなされてなかったこと、消火器による初期消火がなされていなかったことなど、初動対応の遅れが被害拡大に繋がったと考えられております。

この火災を受けて、社会福祉施設等に関する消防法令が改正されることとなりました。



3-3. 防火管理者の仕事について

管理権原者は、防火管理者に消防計画を作成させ、次のような防火管理に必要な業務を行わせなければなりません。

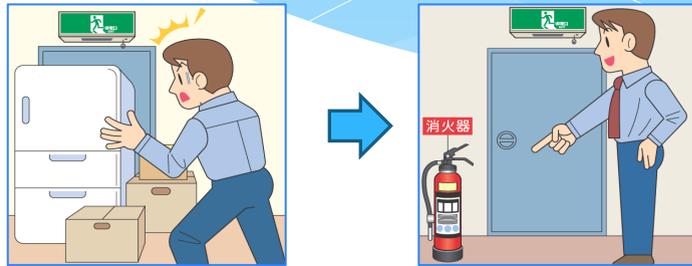
- ① 消防計画の作成と届出
- ② 消火、通報及び避難訓練の実施
- ③ 消防用設備等の点検及び整備
- ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督
- ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ⑥ 収容人員の管理
- ⑦ その他防火管理上必要な業務

消防訓練



消防訓練（消火・避難）は年に2回以上実施し、管轄の消防署に届出ましょう。

消防用設備等の自主点検



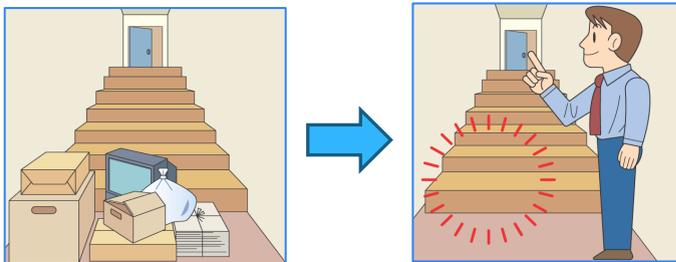
避難口誘導灯のある扉の前や消火器が設置している場所には、物を置かないようにしましょう。

火気使用設備等の点検



コンロを使用した後は元栓を締め、付近に可燃物を置かないようにしましょう。

避難通路の維持管理

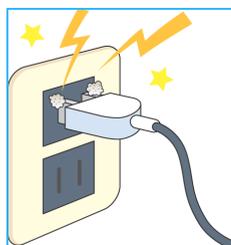


避難通路には、ダンボールなど可燃物となり、また避難障害となるような物を置かないようにしましょう。

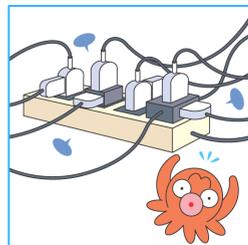
その他の点検



建物の周囲には、可燃物を置かないようにしましょう。



コンセントは、こまめに掃除しましょう。



テーブルタップは、表示された消費電力を超えない範囲で使用しましょう。

防火管理維持台帳を作成し、各種届出等と一緒にこれらの点検の記録を保存しておいて下さい。



3-4. 防火管理に係る届出について

防火管理者を選任後、
遅滞なく届出要

防火管理者選任（解任）届出書・消防計画作成（変更）届出書（消防法第8条）

防火管理者の要否は、その建物の使用される用途や収容人員（建物内に居住・勤務する人、また出入りする人の数）によって、テナントごとではなく建物全体で判断します。

障害者福祉サービス事業等を行う事業所などは、火災発生時に自力避難が困難な利用者等がいることから規制が厳しくなっております。

下の表では、防火管理者の届出が必要となる収容人員及び建物の規模に応じて必要となる防火管理者の資格について示しています。

項目・用途	(6) 項ロ (自力避難困難者入所施設等)	(6) 項ハ (身体障害者福祉センター等)	
収容人員	10人以上	30人以上	
延べ面積 (建物)	面積に関係なくすべて	300㎡以上	300㎡未満
必要な資格	甲種防火管理者	甲種防火管理者	乙種防火管理者 又は 甲種防火管理者

乙種防火管理者・・・防火に係る講習を1日受講したもの。

甲種防火管理者・・・防火に係る講習を2日受講したもの。



3-5. 各種届出様式に関する案内

「防災・まちづくり・市民参画」⇒「消防・救急」⇒「申請・届出・証明」を選択！！

【熊本市のホームページ】



申請・届出・証明リンク先
http://www.city.kumamoto.jp/hpkij/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=2&class_id=310

- 熊本市消防局予防部指導課 TEL096-363-2249
- 熊本市中央消防署（中央区※1） TEL096-364-2894
- 熊本市東消防署（東区） TEL096-367-6315
- 熊本市西消防署（西区・中央区※2） TEL096-353-5028
- 熊本市南消防署（南区） TEL096-212-0303
- 熊本市北消防署（北区） TEL096-327-0202
- ※1 中央区（一新・慶徳・五福・向山校区を除く）
- ※2 西区、中央区（一新・慶徳・五福・向山校区）

